

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
目次 第一編（略） 第二編 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者 第一章～第七章（略） 第八章 解散、合併、会社分割及び清算 第一節～第二節の二（略） 第三節 清算（第百六条―第百十四条の八） 第九章 外国保険業者 第一節～第四節（略） 第五節 雑則（第百七十七條の二・第百七十八條） 第六節（略） 第十章～第十二章（略） 第三編 保険募集 第一章～第三章（略） 第四章 業務（第百二十七條の二―第百三十五條の二） 第五章（略） 第四編（略） 附則	目次 第一編（略） 第二編 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者 第一章～第七章（略） 第八章 解散、合併、会社分割及び清算 第一節～第二節の二（略） 第三節 清算（第百六条―第百十四条） 第九章 外国保険業者 第一節～第四節（略） 第五節 雑則（第百七十八條） 第六節（略） 第十章～第十二章（略） 第三編 保険募集 第一章～第三章（略） 第四章 業務（第百二十七條の二―第百三十五條） 第五章（略） 第四編（略） 附則

(連結基準対象会社等に準ずる者)

第一条の七 法第二条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める者及び内閣府令で定めるところにより計算される数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 保険持株会社等（保険持株会社又は少額短期保険持株会社（法第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社をいう。以下同じ。）をいう。以下この条において同じ。）

の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者（法第二条の二第一項第一号に掲げる者を含み、同項第二号から第六号までに掲げる者を除く。）その保有する当該保険持株会社等の議決権の数を当該保険持株会社等の総株主の議決権の数で除して得た数に当該保険持株会社等の子会社である保険会社等の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者、当該保険持株会社等及び当該保険持株会社等の子会社等（保険持株会社にあつては法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいい、少額短期保険持株会社にあつては法第二百七十二条の四十第一項に規定する子会社等をいう。次号において同じ。）が保有する当該保険持株会社等の子会社である保険会社等の議決権の数を合算して得た数のうちいずれか少ない数

二 法第二条の二第一項第二号から第六号までの規定中「保険会社等」を「保険持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者（当該各号に掲げる者及び前号に掲げる者を除く。）それぞれ当該各号に定める議決権

(連結基準対象会社等に準ずる者)

第一条の七 法第二条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める者及び内閣府令で定めるところにより計算される数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 保険持株会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者（法第二条の二第一項第一号に掲げる者を含み、同項第二号から第六号までに掲げる者を除く。）その保有する当該保険持株

会社の議決権の数を当該保険持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該保険持株会社の子会社である保険会社等の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者、当該保険持株会社及び当該保険持株会社の子会社等（法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。）が保有する当該保険持株会社の子会社である保険会社等の議決権の数を合算して得た数のうちいずれか少ない数

二 法第二条の二第一項第二号から第六号までの規定中「保険会社等」を「保険持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者（当該各号に掲げる者及び前号に掲げる者を除く。）それぞれ当該各号に定める議決権の

の数に当該議決権に係る株式を発行した保険持株会社等の総株主の議決権の数で除して得た数に当該保険持株会社等の子会社である保険会社等の総株主の議決権の数に乗じて得た数又は当該者、当該者の連結する会社等、当該者に係る会社等集団（同項第三号に規定する会社等集団をいう。）に属する会社等、当該者の合算議決権数（同項第五号に規定する合算議決権数をいう。）を計算する場合においてその保有する議決権を合算若しくは加算する会社等若しくは個人若しくは当該者の共同保有者（同項第六号に規定する共同保有者をいう。第二百八条において同じ。）、「当該保険持株会社等及び当該保険持株会社等の子会社等」が保有する当該保険持株会社等の子会社である保険会社等の議決権の数をそれぞれ合算して得た数のうちいずれか少ない数

（最終事業年度の末日後に生ずる控除額）

第十九条の三 法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六条第七号（剰余金の額）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号及び第六号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一・二 （略）

三 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が吸収型再編受入行為（計算規則第二条第三項第三十三号に規定する吸収型

数を当該議決権に係る株式を発行した保険持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該保険持株会社の子会社である保険会社等の総株主の議決権の数に乗じて得た数又は当該者及びその連結する会社等、当該者に係る会社等集団（同項第三号に規定する会社等集団をいう。）に属する会社等、当該者の合算議決権数（同項第五号に規定する合算議決権数をいう。）を計算する場合においてその保有する議決権を合算若しくは加算する会社等若しくは個人若しくは当該者の共同保有者（同項第六号に規定する共同保有者をいう。第二百八条において同じ。）が保有する当該保険持株会社の子会社である保険会社等の議決権の数をそれぞれ合算して得た数のうちいずれか少ない数

（最終事業年度の末日後に生ずる控除額）

第十九条の三 法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六条第七号（剰余金の額）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号及び第六号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一・二 （略）

三 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が吸収型再編受入行為（計算規則第二条第三項第三十三号に規定する吸収型

再編受入行為をいう。以下この条及び第十九条の四において同じ。）に際して処分する自己株式に係る会社法第四百四十六条第二号に掲げる額

四〇六（略）

2・3（略）

（臨時計算書類の利益の額）

第十九条の三の二 法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十一条第二号イ（配当等の制限）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額は、臨時計算書類の損益計算書に計上された当期純損益金額（零以上の額に限る。）とする。

（その他減ずるべき額）

第十九条の四 法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十一条第二項第六号（配当等の制限）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号及び第九号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一〇九（略）

（削る）

再編受入行為をいう。以下この条及び次条において同じ。）に際して処分する自己株式に係る会社法第四百四十六条第二号に掲げる額

四〇六（略）

2・3（略）

（新設）

第十九条の四 法第十七条の六第四項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十一条第二項第六号（配当等の制限）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号から第十号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一〇九（略）

十 保険業を営む株式会社が組織変更後株式会社（法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。）又は吸収合併存続株式会社（法第六十四条第一項第一号

に規定する吸収合併存続株式会社をいう。第八章第二節（第一百条の二の二十二、第一百一条の二の二十四、第一百三一条ホ及び第一百三一条の二第一号ホを除く。）において同じ。）若しくは新設合併設立株式会社（法第六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。第八章第二節において同じ。）であるときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額

イ 貸借対照表上の純資産額に次の(1)から(4)までに掲げる額の合計額を加算して得た額から次の(5)及び(6)に掲げる額の合計額を減じて得た額

- | | |
|-----|-----------------------|
| (1) | 会社法第四百六十一条第二項第三号に掲げる額 |
| (2) | 会社法第四百六十一条第二項第四号に掲げる額 |
| (3) | 会社法第四百六十一条第二項第五号に掲げる額 |
| (4) | 計算規則第八十六条に規定する額 |
| (5) | 会社法第四百六十一条第二項第一号に掲げる額 |
| (6) | 会社法第四百六十一条第二項第二号に掲げる額 |
- ロ 法第九十一条第一項の組織変更剰余金額並びに法第六十四条第四項及び第六十五条第六項において読み替えて準用する法第九十一条第一項の合併剰余金額に相当する額の合計額

（株式会社から相互会社への組織変更の認可の申請）

第四十一条 保険業を営む株式会社は、法第八十条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類

（株式会社から相互会社への組織変更の認可の申請）

第四十一条 保険業を営む株式会社は、法第八十条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類

を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇九 (略)

十 組織変更をする株式会社が発行会社であるときは、法第六十九条第七項において準用する会社法第二百九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

十一 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、法第六十九条第七項において準用する会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は法第六十九条第七項において準用する会社法第二百九十三条第一項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

十二 法第七十一条において準用する会社法第七十七条第三項又は第四項の通知又は公告をしたことを証する書面

十三〇十八 (略)

十九 法第七十九条第二項の組織変更後相互会社の取締役(組織変更後相互会社が監査役設置会社である場合にあっては、取締役及び監査役)となるべき者の調査報告書又は同条第三項において準用する会社法第九十四条第一項の規定により選任された者の調査報告書並びにこれらの附属書類

を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇九 (略)

十 組織変更をする株式会社が発行会社であるときは、法第六十九条第六項において準用する会社法第二百九条第一項本文(株券の提出に関する公告等)の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

十一 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、法第六十九条第六項において準用する会社法第二百九十三条第一項(株券の提出に関する公告等)の規定による公告をしたことを証する書面又は法第六十九条第六項において準用する会社法第二百九十三条第一項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

十二 法第七十一条において準用する会社法第七十七条第三項又は第四項(新株予約権買取請求)の通知又は公告をしたことを証する書面

十三〇十八 (略)

十九 法第七十九条第二項の組織変更後相互会社の取締役(組織変更後相互会社が監査役設置会社である場合にあっては、取締役及び監査役)となるべき者の調査報告書又は同条第三項において準用する会社法第九十四条第一項(設立時取締役等が発起人である場合の特則)の規定により選任された者の調査報告書並びにこれらの附属書類

二十・二十一 (略)

(相互会社から株式会社への組織変更に係る組織変更計画)

第四十二条 法第八十六条第四項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、組織変更後株式会社(同項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。)の第四十五条の二に規定する準備金に関する事項とする。

(組織変更剰余金額の計算等)

第四十五条 法第九十一条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、組織変更をする相互会社の組織変更時における純資産額として計算した金額に第一号に掲げる額のうちに第二号に掲げる額の占める割合を乗じて算出される金額とする。

一・二 (略)

2 (略)

(資本準備金等の額)

第四十五条の二 法第九十一条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(金銭債権の証書の範囲)

二十・二十一 (略)

(相互会社から株式会社への組織変更に係る組織変更計画)

第四十二条 法第八十六条第四項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、組織変更後株式会社の第四十五条の二に規定する準備金に関する事項とする。

(組織変更剰余金額の計算等)

第四十五条 法第九十一条第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、組織変更をする相互会社の組織変更時における純資産額として計算した金額に第一号に掲げる額のうちに第二号に掲げる額の占める割合を乗じて算出される金額とする。

一・二 (略)

2 (略)

(資本準備金等の額)

第四十五条の二 法第九十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(金銭債権の証書の範囲)

第五十二条 法第九十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める証書は、次に掲げる証書とする。

一五 (略)

六 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業（銀行法第二条第二項（定義等）に規定する銀行業をいう。以下同じ。）を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの

七 (略)

(金融等デリバティブ取引)

第五十二条の三 法第九十八条第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。）

イ 差金の授受によって決済される取引

ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすもの

(1) 当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとならないこと。

(2) 当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生する危険を負担しないこと。

第五十二条 法第九十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める証書は、次に掲げる証書とする。

一五 (略)

六 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの

七 (略)

(金融等デリバティブ取引)

第五十二条の三 法第九十八条第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によって決済される取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。）

(新設)

(新設)

二 当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ 差金の授受によつて決済される取引

ロ 算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの

三 （略）

2 法第九十八条第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百四十九条第一項（店頭商品先物取引）に規定する店頭商品先物取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。

（算定割当量の取得等）

第五十二条の四の二 法第九十九条第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡すること
を内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

（特定取引勘定）

二 当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によつて決済される取引に限る。）

（新設）

（新設）

三 （略）

2 法第九十八条第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百四十九条第一項に規定する店頭商品先物取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。

（新設）

（特定取引勘定）

第五十三条の六の二 (略)

2 前項の特定取引とは、保険会社が金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

一 有価証券の売買（国債等（国債、地方債又は政府保証債（政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。以下同じ。）をいう。以下この条において同じ。））、金融商品取引法第二条第一項第四号、第五号及び第八号（定義）に掲げる有価証券（同項第四号及び第五号に掲げる有価証券にあつては、法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債、同項第五号に掲げる短期社債及び同項第六号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに同法第二十八条第八項第三号イ及び第四号イ（通則）に掲げる取引に限る。）及び有価証券関連デリバティブ取引（同項第三号イ及び第四号イに掲げる取引並びに第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。）

二 (略)

第五十三条の六の二 (略)

2 前項の特定取引とは、保険会社が金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

一 有価証券の売買（国債等（国債、地方債又は政府保証債（政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。以下同じ。）をいう。以下この条において同じ。））、金融商品取引法第二条第一項第四号、第五号及び第八号に掲げる有価証券（同項第四号及び第五号に掲げる有価証券にあつては、法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債、同項第五号に掲げる短期社債及び同項第六号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに同法第二十八条第八項第三号イ及び第四号イに掲げる取引に限る。）及び有価証券関連デリバティブ取引（同項第三号イ及び第四号イに掲げる取引並びに第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。）

二 (略)

三 金融商品取引法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（法第九十八条第五項に規定する特定短期社債に係るものを除く。） 、同法第二条第一項第八号及び第十三号に掲げる有価証券並びに同項第五号に掲げる有価証券（短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で金融商品取引法施行令第十五条の十七第一項第二号及び同条第三項（短期社債に類する有価証券等）に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。） 四〇十五 （略） 十六 法第九十九条第二項第四号に掲げる業務 十七 （略） 3 （略） 4 前項の行為には、一の保険会社において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第二項第一号から第四号の二まで及び第十五号に掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十七号の規定により特定取引とされる取引を含む。）を含むものとする。 5 （略）	
--	--

三 金融商品取引法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（法第九十八条第五項に規定する特定短期社債に係るものを除く。） 、同法第二条第一項第八号及び第十三号に掲げる有価証券並びに同項第五号に掲げる有価証券（短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で金融商品取引法施行令第十五条の十七第一項第二号及び同条第三項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。） 四〇十五 （略） 十六 （新設） 3 （略） 4 前項の行為には、一の保険会社において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第二項第一号から第四号の二まで及び第十五号に掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。）を含むものとする。 5 （略）	
---	--

(証券専門会社等の業務等)

第五十六条 法第百六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一号から第十号まで及び第十三号(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲)に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。)に掲げるものと並びに商品取引所法第二条第十六項(定義)に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第一項第二号に掲げる業務にあつては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。)に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号まで(定義)に掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二(金融商品取引業となる行為)に規定する行為を行う業務

二 (略)

- 三 次条第二項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)。ただし、同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務については、法第百六条第二項第六号に規定する銀行子会社等を有する場合に限り、次条第二項第四十一号から第

(証券専門会社等の業務等)

第五十六条 法第百六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

二 (略)

- 三 次条第二項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)。ただし、同項第三十四号及び第三十五号に掲げる業務については、法第百六条第二項第六号に規定する銀行子会社等を有する場合に限り、次条第二項第四十一号から第

ら第四十五号までに掲げる業務については法第百六条第二項第八号に規定する信託子会社等（以下「信託子会社等」という。）を有する場合に限る。

2 法第百六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一～四 （略）

五 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務については、法第百六条第二項第六号に規定する銀行子会社等を有する場合に限り、次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3 （略）

4 法第百六条第一項第十三号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項（店頭売買有価証券登録原簿への登録）の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項（定義）に規定する中小企業者で

四十五号までに掲げる業務については法第百六条第二項第八号に規定する信託子会社等（以下「信託子会社等」という。）を有する場合に限る。

2 法第百六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一～四 （略）

五 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第三十四号及び第三十五号に掲げる業務については、法第百六条第二項第六号に規定する銀行子会社等を有する場合に限り、次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3 （略）

4 法第百六条第一項第十三号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、

あつて、設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ (略)

ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号（定義）に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

二 (略)

三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項（経営革新計画の承認）に規定する承認を受けている会社

四 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十一条第一項（異分野連携新事業分野開拓計画の認定）に規定する認定を受けている会社

五 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五条第一項（事業再構築計画の認定）に規定する認定を受けている会社

六 民事再生法第二条第三号（定義）に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

七 会社更生法第二条第二項（定義）に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

八 合理的な経営改善のための計画（保険会社（外国保険会社等を含む。）、銀行等（法第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。）、保険持株会社、銀行持株会社（銀行法第

設立の日以後五年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ (略)

ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

二 (略)

(新設)

三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十一条第一項に規定する認定を受けている会社

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

二条第十三項（定義等）に規定する銀行持株会社をいう。次条第二項第三十五号において同じ。）若しくは長期信用銀行保険持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）に規定する長期信用銀行持株会社をいう。次条第二項第三十五号において同じ。）又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

5
5
7
（略）

8 法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第三項各号

5
5
7
（略）

8 法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第三項各号

に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第百六条第一項第五号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第六号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第十号に規定する有価証券関連業を行う外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第七号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三及び第三十五号を除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第百六条第一項第十号に規定する有価証券関連業を行う外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第七号から第九号まで及び第十一号に

に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第百六条第一項第五号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第六号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第十号に規定する有価証券関連業を行う外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第七号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号及び第三十五号を除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第百六条第一項第十号に規定する有価証券関連業を行う外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第七号から第九号まで及び第十一号に規定

規定する会社を有しない場合に限る。）

三 信託専門会社又は法第百六条第一項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第百六条第一項第十二号及び第十三号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五（略）

六 法第百六条第二項第七号ハに規定する当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち次条第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 法第百六条第二項第八号ニに規定する当該保険会社の子会社

する会社を有しない場合に限る。）

三 信託専門会社又は法第百六条第一項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号から第四十号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第百六条第一項第十二号及び第十三号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五（略）

六 法第百六条第二項第七号ハに規定する当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち次条第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 法第百六条第二項第八号ニに規定する当該保険会社の子会社

である信託兼営銀行（同号イに規定する信託兼営銀行をいう。
以下同じ。）又は信託専門会社の子会社のうち次条第九項に定
める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管
理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及
び第二項各号（第三十六号から第四十号まで（当該持株会社
が信託兼営銀行の子会社でない場合には第三十四号の三から第四
十号まで）を除く。）に掲げる業務を営むもの

9 法第二条第十五項の規定は、第五項及び第六項に規定する議決
権について準用する。

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二（略）

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、
次に掲げるものとする。

一 五（略）

五の二 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百
二十六号）第二条第二項（定義）に規定する債権管理回収業及
び同法第十二条各号（業務の範囲）に掲げる業務（同条第二号
に規定する業務を行う場合にあつては、金融庁長官の定める基
準をすべて満たす場合に限る。）

五の三（略）

五の四 保険会社からの委託を受けて金融商品取引法施行令第十
五条の二十一第二項各号（特定金融商品取引業務を行う者）に

である信託兼営銀行（同号イに規定する信託兼営銀行をいう。
以下同じ。）又は信託専門会社の子会社のうち次条第九項に定
める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管
理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及
び第二項各号（第三十六号から第四十号まで（当該持株会社
が信託兼営銀行の子会社でない場合には第三十四号から第四十
号まで）を除く。）に掲げる業務を営むもの

9 法第二条第十五項の規定は、第六項に規定する議決権について
準用する。

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二（略）

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、
次に掲げるものとする。

一 五（略）

五の二 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百
二十六号）第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第
十二条各号に掲げる業務（同条第二号に規定する業務を行う場
合にあつては、金融庁長官の定める基準をすべて満たす場合に
限る。）

五の三（略）

五の四 保険会社からの委託を受けて金融商品取引法施行令第十
五条の二十一第二項各号に掲げる者（役員又は使用人として所

掲げる者（役員又は使用人として所属している者に限る。）が行う金融商品取引法第三十三条の八第二項（信託業務を営む場合の特例等）に規定する特定金融商品取引業務を支援する業務

六〇十三 （略）

十三の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引につき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の機関による判定により行われるものに限る。）

十四〇十六 （略）

十七 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号（定義）に掲げる行為を行う業務

十八〇二十一 （略）

二十二 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第二条第四項（定義）に規定する自家発行型前払式証券を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務

二十二の二〇二十六 （略）

二十六の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号まで（特定資産の範囲）に掲げる資産に対する投資とし

属している者に限る。）が行う金融商品取引法第三十三条の八第二項に規定する特定金融商品取引業務を支援する業務

六〇十三 （略）

（新設）

十四〇十六 （略）

十七 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為を行う業務

十八〇二十一 （略）

二十二 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第二条第四項に規定する自家発行型前払式証券を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務

二十二の二〇二十六 （略）

二十六の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産（不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。）に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（

て、他人のため金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第十七号及び前二号に該当するものを除く。)

二十六の三(略)

三十三の二 法第九十九条第四号に掲げる業務

(削る)

三十三の三 (略)

三十四 (略)

三十四の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項(信用事業規程)に規定する信用事業(第四十一号に該当するものを除く。)、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第十一条の四第二項(信用事業規程)に規定する信用事業(第四十一号

その指図を含む。)を行う業務(第十七号及び前二号に該当するものを除く。)

二十六の三(略)

三十三の二 算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

三十三の三 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

三十三の四 (略)

三十四 (略)

三十四の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業(第四十一号に該当するものを除く。)、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第十一条の四第二項に規定する信用事業(第四十一号に該当するものを除く。)

に該当するものを除く。)又は農林中央金庫の業務(第四十一号に該当するものを除く。)の代理又は媒介

三十四の三 (略)

三十五 主として銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは子会社対象会社に該当する会社(銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社に限る。)の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務及び計算受託業務

三十六～四十三 (略)

四十四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号まで(兼営の認可)に掲げる業務(第十九号、前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を行う会社を子会社とする保険会社又は当該業務を行う会社を子会社とする保険持株会社の子会社である保険会社の信託子会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項(業務の範囲)の承認を受けた業務に係るものに限る。)

四十五～四十七 (略)

中央金庫の業務(第四十一号に該当するものを除く。)の代理又は媒介

三十四の三 (略)

三十五 主として銀行持株会社、長期信用銀行持株会社(長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。)若しくは子会社対象会社に該当する会社(銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社に限る。)の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務及び計算受託業務

三十六～四十三 (略)

四十四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務(第十九号、前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を行う会社を子会社とする保険会社又は当該業務を行う会社を子会社とする保険持株会社の子会社である保険会社の信託子会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。)

四十五～四十七 (略)

3
11 (略)

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第八十三条 法第二百三十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 生命保険会社の次に掲げる保険契約に係る法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項

イㄱチ (略)

リ イからチまでに掲げるもののほか、法人若しくは法人に準ずるもの(以下このリにおいて「団体」という。)又は被保険団体(同一の保険契約に属する被保険者の集団をいう。以下このリにおいて同じ。)の代表者を保険契約者とし、原則として当該団体又は当該被保険団体を構成する者を十人以上被保険者とする保険契約であつて、被保険者の年金支払開始日以降当該被保険者が生存している期間中又は当該保険契約において年金を受け取るべき者(以下このリにおいて「受取人」という。)が生存している期間中又は当該保険契約で定める期間中、当該被保険者に係る年金を当該被保険者又は当該受取人に支払うことを約する保険契約(第百六十四条において「団体等年金保険契約」という。)

ヌㄴカ (略)

二・三 (略)

3
11 (略)

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第八十三条 法第二百三十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 生命保険会社の次に掲げる保険契約に係る法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項

イㄱチ (略)

リ イからチまでに掲げるもののほか、法人若しくは法人に準ずるもの(以下このリにおいて「団体」という。)又は被保険団体(同一の保険契約に属する被保険者の集団をいう。以下このリにおいて同じ。)の代表者を保険契約者とし、原則として当該団体又は当該被保険団体を構成する者を十人以上被保険者とする保険契約であつて、被保険者の年金支払開始日以降当該被保険者が生存している期間中又は当該保険契約において年金を受け取るべき者(以下このリにおいて「受取人」という。)が生存している期間中又は当該保険契約で定める期間中、当該被保険者に係る年金を当該被保険者又は当該受取人に支払うことを約する保険契約(第百六十四条において「団体等年金保険契約」という。)

ヌㄴカ (略)

二・三 (略)

(届出事項等)

第八十五条 (略)

2 法第二十五条第十五項の規定は、前項第七号から第七号の三まで及び第七号の六に規定する議決権について準用する。

3 (略)

4 第一項第九号又は第十号の二に該当するときの届出は、計算書類の作成後、速やかに、当該計算書類を添付して行うものとする。

5・6 (略)

(合併剰余金額の計算等)

第一百一条 法第六十四条第四項又は第六十五条第六項において準用する法第九十一条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、消滅相互会社の合併時における純資産額として計算した金額に第一号に掲げる額のうちに第二号に掲げる額の占める割合を乗じて算出される金額とする。

一・二 (略)

2 吸収合併存続株式会社(法第六十四条第一項第一号に規定する吸収合併存続株式会社をいう。以下この節(第一百一条の二の十二、第一百一条の二の二十四、第一百三十一条及び第一百三十二条第一号ホを除く。)において同じ。)又は新設合併設立株式会社(法第六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下この節において同じ。)において、次に掲げる事

(届出事項等)

第八十五条 (略)

2 法第二十五条第十五項の規定は、前項第七号から第七号の六までに規定する議決権について準用する。

3 (略)

4 第一項第九号に該当するときの届出は、計算書類の作成後、速やかに、当該計算書類を添付して行うものとする。

5・6 (略)

(合併剰余金額の計算等)

第一百一条 法第六十四条第四項又は第六十五条第六項において準用する法第九十一条第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、消滅相互会社の合併時における純資産額として計算した金額に第一号に掲げる額のうちに第二号に掲げる額の占める割合を乗じて算出される金額とする。

一・二 (略)

2 吸収合併存続株式会社又は新設合併設立株式会社において、次に掲げる事由により貸借対照表の純資産の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当該減少額につき合併剰余金額を減額することができる。

由により貸借対照表の純資産の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当該減少額につき合併剰余金額を減額することができる。

一〇五 (略)

(吸収合併存続株式会社の事後開示事項)

第百一条の二の十一 法第百六十五条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 吸収合併存続株式会社における法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の四第一項及び第二項の規定、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の五第二項において準用する会社法第百九十七条第五項から第七項までの規定、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七の規定並びに法第百六十五条の十二において準用する会社法第百九十七条第一項及び第二項の規定による手続の経過

四〇七 (略)

(吸収分割株式会社の事後開示事項)

第百五条の五 法第百七十三条の四第十項の規定により読み替えて適用する会社法第百九十一条第一項第一号(吸収分割又は株式交換に関する書面等の備置き及び閲覧等)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇五 (略)

(吸収合併存続株式会社の事後開示事項)

第百一条の二の十一 法第百六十五条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 吸収合併存続株式会社における法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の四第一項及び第二項並びに第百六十五条の五第一項の規定、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の五第二項において準用する会社法第百八十五条第五項から第七項まで(反対株主の株式買取請求)の規定並びに法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七の規定による手続の経過

四〇七 (略)

第百五条の五 削除

一	吸収分割が効力を生じた日
二	吸収分割株式会社における会社法第七百八十五条（反対株主の株式買取請求）、第七百八十七条（新株予約権買取請求）及び法第七十三条の四第一項から第八項までの規定による手続の経過
三	吸収分割承継会社における会社法第七百九十七条（反対株主の株式買取請求）の規定及び法第七十三条の四第一項から第八項までの規定による手続の経過
四	吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項
五	会社法第九百二十三条（吸収分割の登記）の変更の登記をした日
六	前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項
（吸収分割承継株式会社の事後開示事項）	
第百五条の五の二 法第七十三条の四第十項の規定により読み替えて適用する会社法第八百一条第二項（吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	
一	吸収分割が効力を生じた日
二	吸収分割承継株式会社における会社法第七百九十七条（反対株主の株式買取請求）及び法第七十三条の四第一項から第八項までの規定による手続の経過

（新設）

三 吸収分割により吸収分割承継株式会社が吸収分割合同会社から承継した重要な権利義務に関する事項

四 会社法第九百二十三条（吸収分割の登記）の変更の登記をした日

五 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

（新設分割株式会社の事後開示事項）

第百五条の五の三 法第七十三条の四第十項の規定により読み替えて適用する会社法第八十一条第一号（新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 新設分割が効力を生じた日

二 会社法第八十六条（反対株主の株式買取請求）及び第八百八条（新株予約権買取請求）の規定並びに法第七十三条の四第一項から第八項までの規定による手続の経過

三 新設分割により新設分割設立会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、新設分割に関する重要な事項

（デリバティブ取引）

第百四十二条の二の二 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第六号及び第七号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十二条の二の二に規定するものとする。

（新設）

（新設）

(保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等)

第二百九条 (略)

234 (略)

5 法第二百七十一条の十第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一3七 (略)

八 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が主要株主基準値以内となる場合における株式又は持分の取得

6 (略)

(供託金の全部又は一部に代わる契約の締結の届出等)

第二百十一条の十一 少額短期保険業者は、保証委託契約を締結したときは、別紙様式第十六号の四により作成した保証委託契約締結届出書に契約書の写し及び供託金等内訳書を添付して金融庁長官等に届け出るとともに、契約書正本を提示しなければならない。

2 少額短期保険業者は、令第三十八条の五第三号の規定による承認(以下この条において「承認」という。)を受けようとするとき

(保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等)

第二百九条 (略)

234 (略)

5 法第二百七十一条の十第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一3七 (略)

八 元本補てんのない信託に係る信託財産としての株式の所有

6 (略)

(供託金の全部又は一部に代わる契約の締結の届出等)

第二百十一条の十一 少額短期保険業者は、保証委託契約を締結したとき(令第三十八条の五第三号の規定による承認(以下この条において「承認」という。)を受けて当該保証委託契約の内容を変更したときを含む。)は、別紙様式第十六号の四により作成した保証委託契約締結届出書に契約書の写し及び供託金等内訳書を添付して金融庁長官等に届け出るとともに、契約書正本を提示しなければならない。

2 少額短期保険業者は、承認を受けようとするときは、当該承認に係る保証委託契約を解除しようとする日又はその内容を変更し

きは、当該承認に係る保証委託契約を解除しようとする日又はその内容を変更しようとする日の一月前までに、別紙様式第十六号の五により作成した保証委託契約解除承認申請書又は別紙様式第十六号の六により作成した保証委託契約変更承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

3・4 (略)

第二百十一条の十六 第二百十一条の十(第一項を除く。)及び第二百十一条の十一(第一項を除く。)の規定は、法第二百七十二条の六第一項の少額短期保険業者責任保険契約(以下「責任保険契約」という。)について準用する。この場合において、第二百十一条の十第二項中「法第二百七十二条の五第一項、第二項、第四項若しくは第八項又は少額短期保険業者供託金規則第十四条第六項若しくは第十五条第一項の規定により供託をした者(以下この条において「供託者」という。)」とあり、及び同条第三項中「供託者」とあるのは「法第二百七十二条の六第二項の規定により供託をした少額短期保険業者」と、同条第四項中「前二項」とあり、及び同条第五項中「第二項及び第三項」とあるのは「第二百十一条の十六において読み替えて適用する第二百十一条の十第二項及び第三項」と、第二百十一条の十一第二項中「令第三十八条の五第三号」とあるのは「令第三十八条の八第一項第三号」と、「別紙様式第十六号の五により作成した保証委託契約解除承認

しようとする日の一月前までに、別紙様式第十六号の五により作成した保証委託契約解除承認申請書又は別紙様式第十六号の六により作成した保証委託契約変更承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

3・4 (略)

第二百十一条の十六 第二百十一条の十(第一項を除く。)及び第二百十一条の十一(第一項を除く。)の規定は、法第二百七十二条の六第一項の少額短期保険業者責任保険契約(以下「責任保険契約」という。)について準用する。この場合において、第二百十一条の十第二項中「法第二百七十二条の五第一項、第二項、第四項若しくは第八項又は少額短期保険業者供託金規則第十四条第六項若しくは第十五条第一項の規定により供託をした者(以下この条において「供託者」という。)」とあり、及び同条第三項中「供託者」とあるのは「法第二百七十二条の六第二項の規定により供託をした少額短期保険業者」と、同条第四項中「前二項」とあり、及び同条第五項中「第二項及び第三項」とあるのは「第二百十一条の十六において読み替えて適用する第二百十一条の十第二項及び第三項」と、第二百十一条の十一第二項中「承認」とあるのは「令第三十八条の八第一項第三号の規定による承認」と、「別紙様式第十六号の五により作成した保証委託契約解除承認申

申請書又は別紙様式第十六号の六により作成した保証委託契約変更承認申請書」とあるのは「別紙様式第十六号の九により作成した責任保険契約解除承認申請書又は別紙様式第十六号の十により作成した責任保険契約変更承認申請書」と、同条第四項中「別紙様式第十六号の七により作成した保証委託契約解除届出書」とあるのは「別紙様式第十六号の十一により作成した責任保険契約解除届出書」と、「別紙様式第十六号の八により作成した保証委託契約変更届出書」とあるのは「別紙様式第十六号の十二により作成した責任保険契約変更届出書」と読み替えるものとする。

第二百十一条の二十八 法第二百七十二条の十二第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるもの（外貨建てのものを除く。）とする。

一 農業協同組合法第十条第一項第三号（事業）の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会への貯金

二 水産業協同組合法第十一条第一項第四号（事業の種類）の事業を行う漁業協同組合及び同法第八十七条第一項第四号（事業の種類）の事業を行う漁業協同組合連合会並びに同法第九十三条第一項第二号（事業の種類）の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号（事業の種類）の事業を行う水産加工業協同組合連合会への貯金

三（略）

申請書又は別紙様式第十六号の六により作成した保証委託契約変更承認申請書」とあるのは「別紙様式第十六号の九により作成した責任保険契約解除承認申請書又は別紙様式第十六号の十により作成した責任保険契約変更承認申請書」と、同条第四項中「別紙様式第十六号の七により作成した保証委託契約解除届出書」とあるのは「別紙様式第十六号の十一により作成した責任保険契約解除届出書」と、「別紙様式第十六号の八により作成した保証委託契約変更届出書」とあるのは「別紙様式第十六号の十二により作成した責任保険契約変更届出書」と読み替えるものとする。

第二百十一条の二十八 法第二百七十二条の十二第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるもの（外貨建てのものを除く。）とする。

一 農業協同組合法第十条第一項第三号（信用事業）の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会への貯金

二 水産業協同組合法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号（信用事業）の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会への貯金

三（略）

(少額短期保険業者の子会社の範囲等) 第二百十一条の三十四 法第二百七十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 二十 (略) 二十一 主として少額短期保険持株会社、少額短期保険子会社対象会社若しくは保険募集人の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務及び計算受託業務	(少額短期保険業者の子会社の範囲等) 第二百十一条の三十四 法第二百七十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 二十 (略) 二十一 主として少額短期保険持株会社(法第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社をいう。以下同じ。)、少額短期保険子会社対象会社若しくは保険募集人の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務及び計算受託業務
二十二 二十五 (略) 2・3 (略)	二十二 二十五 (略) 2・3 (略)
(少額短期保険主要株主に係る承認を要しない事由) 第二百十一条の七十一 法第二百七十二条の三十一第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。	(少額短期保険主要株主に係る承認を要しない事由) 第二百十一条の七十一 法第二百七十二条の三十一第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。
一 七 (略) 八 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が主要株主基準値以内となる場合における株式又は持分の取得	一 七 (略) 八 元本補てんのない信託に係る信託財産としての株式の所有
2 (略)	2 (略)

（保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇十二 （略）

十三 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者（銀行法施行令第四条の二第一項第一号から第十号まで（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項（銀行法施行令の準用）において準用する場合を含む。）、信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百十二号）第十一条の二第一項第一号（金庫の特定関係者）、労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第一項第一号（金庫の特定関係者）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第一項第一号（信用協同組合等の特定関係者）、農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第五条の八各号（組合と特殊の関係のある者）（第三号にあつては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第十条第一項第一号（法第十一条の二の三第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者）に掲げる者に限る。）、水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第九条第一項第一号（組合等の特定関係者）及び農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第八条第一項第一号（農林中央金庫の特定関係者）に規定する者をいう。

（保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇十二 （略）

十三 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者（銀行法施行令第四条の二第一項第一号から第十号まで（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百十二号）第十一条の二第一項第一号、労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第一項第一号、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第一項第一号、農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第五条の七各号（第三号にあつては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第十条第一項第一号に掲げる者に限る。）、水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第九条第一項第一号及び農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第八条第一項第一号に規定する者をいう。以下この項において同じ。）又はその役員若しくは使用人が、自己との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引

以下この項において同じ。）又はその役員若しくは使用人が、自己との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為 十四〽十九（略） 二〽八（略） （標準処理期間） 第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。 一〽六（略） 七 法第九十九条第五項の規定による同条第二項各号に掲げる業務の認可 六十日 八〽二十三（略） 二（略）	上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為 十四〽十九（略） 二〽八（略） （標準処理期間） 第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。 一〽六（略） 七 法第九十九条第五項の規定による債券の募集又は管理の受託等の認可 六十日 八〽二十三（略） 二（略）
---	--